

令和 7 年第 5 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 7 年 5 月 9 日（金曜）	
場 所	堺市役所 本館 3 階大会議室	
会 議 種 類	定例会	
議 案	議案第 14 号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について 議案第 15 号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 議案第 16 号 令和 8 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について 議案第 17 号 令和 7 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について 議案第 18 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について 議案第 19 号 市長からの意見聴取（P F I による（仮称）堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について 議案第 20 号 市長からの意見聴取（P F I による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について 議案第 21 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について 議案第 22 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度堺市一般会計補正予算）について	
教 育 長	関百合子教育長	
出 席 委 員	豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員	
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 北野雅史教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 守谷奈津美教職員人事部長 宇野敬子教職員企画課長 渡邊耕太学校教育部長 松本展典学校保健体育課長 米澤昭子教育課程課参事 峯耕一郎学校管理部部長 乾英樹学校管理部部理事 山本敦士学校施設課長 樋口信征学校給食課長 居谷達矢教育政策課長 杉本篤史教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長	
開 会 宣 言	午後 2 時 15 分	
関百合子教育長	これより、令和 7 年第 5 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。	
杉本篤史教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席しています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。	
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 7 年第 4 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。	

【案 件】	日程第 1 議案第 14 号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは、日程第 1「議案第 14 号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 居谷達矢 教育政策課長	議案第 14 号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について、説明します。 本件は、堺市教育委員会表彰に係る対象者の明確化及び表彰候補者選定に係る基準を見直すため、規則の一部改正を行うものです。 改正内容について説明します。 1 点めは、教育功績の部の表彰対象に、学校に勤務する学校事務職員や委員会が任命する指導主事について規定するものです。 2 点めは、表彰に係る欠格条項を廃止するものです。 本規則は、公布の日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 2 議案第 15 号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	次に、日程第 2「議案第 15 号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 宇野敬子 教職員企画課長	議案第 15 号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、説明します。 本件は、職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図る場合に受けることができる特別休暇である夏季特別休暇の取得促進のため、その対象となる期間を拡大することとし、所要の改正を行うものとして、教育委員会の議決事項として提出するものです。 本市は、夏季特別休暇を「堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき付与しており、その取得期間を現行の 7 月から 9 月までの期間から、6 月から 10 月までの期間に拡大するものです。 なお、新たに採用された職員、及び休職等職員で復職し、又は職務に復帰した職員、並びに、産休を取得する職員及び任用期間が満了する職員に係る夏季特別休暇についても、取得期間に拡大に伴い、日数を改めるものとなっています。 本規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。

関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
関百合子教育長	日程第3の前にお諮りいたします。 日程第4「議案第17号 令和7年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」及び 日程第5「議案第18号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」は、人事に関する案件であるため、 日程第6「議案第19号～「日程第9 議案第22号 市長からの意見聴取について」は、報道発表等による公表前であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 次に、日程第3「議案第16号 令和8年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」及び、 日程第4「議案第17号 令和7年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、新谷委員は、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」の規定に基づき、議案第16号及び17号の議事に参与することができません。 一旦ご退席いただきます。
(新谷委員退室)	
【案 件】	日程第3 議案第16号 令和8年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
関百合子教育長	それでは、日程第3「議案第16号 令和8年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 米澤昭子 教育課程課参事	議案第16号 令和8年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について、説明します。 はじめに、今年度の教科用図書採択について説明します。 今年度は、高等学校の教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による支援学校小学部及び中学部並びに支援学級における教科用図書の採択替えの年度となります。 義務教育諸学校において使用する教科用図書は、教科書無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科用図書を4年間採択しなければならないとされています。小中学校における教科用図書の採択替えは、小学校は令和5年度、中学校は令和6年度に行われました。小学校では、令和5年度に採択された教科用図書を令和6年度から9年度まで使用し、中学校では、令和6年度に採択された教科用図書を令和7年度から令和10年度まで使用することになっています。 したがって、令和8年度に使用する教科用図書は、小学校は令和5年度に採択した教科用図書と同一の教科用図書を採択し、中学校は令和6年度に採択した教科用図書と同一の教科用図書を採択します。 続いて、教科用図書採択の基本方針及び採択基準について説明します。 別紙1をご覧ください。教科用図書採択の基本方針については、次の4点を

	あげております。 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を選択する。 2 学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を選択する。 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を選択する。 4 教科書選択を公正かつ適正に行うために、静ひつな選択環境を確保する。 次に、教科用図書の選択基準について説明します。 別紙2をご覧ください。本市立学校における教科用図書選択については、大阪府教育委員会が示す選択の基本事項に基づき定めています。 1では、小学校における令和8年度使用教科書について、令和7年度と同一の教科用図書を選択することを記載しています。 2では、中学校における令和8年度使用教科書について、本年度選択替えを行いますので、その基準について記載しています。 3では、支援学校及び支援学級における一般図書について、本年度も選択替えを行いますので、その基準について記載しています。 4では、高等学校における令和8年度使用教科書について、「高等学校用教科書目録（令和8年度使用）」に記載されている教科用図書のうちから選択します。 続いて、教科用図書の選択スケジュールについてお伝えします。 基本方針・選択基準をもとに、5月19日には第1回教科用図書選定委員会、6月上旬には教科用図書調査員全体会及び分科会を開き、それ以降、一般図書について、調査員による調査・研究を行います。 その後、約1カ月の調査・研究期間を経て、調査報告書を作成し、7月には、調査員の代表が、選定委員会で報告します。 選定委員会で取りまとめた意見等については、7月の意見交換会で説明を行い教育委員間での意見交換や研究を経て、8月の定例会で審議・選択していただく予定です。 高等学校については、校内で選定調査会を組織し、調査研究及び選定を行った後、教育委員会に議案を提出し、同じく8月定例会にて選択していただきます。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
【採 決】	可決
(日程第4議案第17号～日程第9議案第22号は秘密会)	
【案 件】	日程第4

	議案第 17 号 令和 7 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について
関百合子教育長	それでは、日程第 4「議案第 17 号 令和 7 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 米澤昭子 教育課程課参事	本件は、教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 5 号に規定する重要なものとして、教育委員会の議決事項として提出するものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
(新谷委員入室)	
【案 件】	日程第 5 議案第 18 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
関百合子教育長	それでは、日程第 5「議案第 18 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 松本展典 学校保健体育課長	本件は、令和 7 年 3 月 31 日付けで堺市いじめ重大事態調査委員会の前任委員が任期満了により退任されたことに伴い、新たな委員を委嘱するものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 6 議案第 19 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について
関百合子教育長	次に、日程第 2 「議案第 19 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 樋口信征	議案第 19 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について、説明します。

学校給食課長	本件は、PFI による（仮称）堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について、令和 7 年第 2 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本議案の概要は、（仮称）堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約について、物価変動に伴い、維持管理及び運営にかかる金額を増額することとし、契約変更を行うものです。 資料 3 ページ及び 4 ページをご覧ください。 契約の相手方につきましては、株式会社堺スクールランチパートナーズであり、契約金額は、1 億 3,976 万 8,027 円増額して、210 億 4504 万 3,565 円とし、令和 7 年 5 月 1 日に仮契約を締結したものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 7 議案第 20 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について
関百合子教育長	次に、日程第 2 「議案第 20 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 樋口信征 学校給食課長	議案第 20 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について、説明します。 本件は、PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について、令和 7 年第 2 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本議案の概要は、（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約について、物価変動に伴い、維持管理及び運営にかかる金額を増額することとし、契約変更を行うものです。 資料 3 ページ及び 4 ページをご覧ください。 契約の相手方につきましては、株式会社堺第 2 学校給食サービスであり、契約金額は、4878 万 7,921 円増額して、97 億 8726 万 1,019 円とし、令和 7 年 5 月 1 日に仮契約を締結したものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。

	よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 8 議案第 21 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について
関百合子教育長	次に、日程第 8 「議案第 21 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 山本敦士 学校施設課長	議案第 21 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について、説明します。 本件は、工事請負契約の締結について、令和 7 年第 2 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 資料 2 ページ目の「工事請負契約の締結について」をご覧ください。 本件は、五箇荘東小学校長寿命化改修工事に係る工事請負契約に関するものであり、工事概要は、長寿命化改修工事として、長寿命化改修、昇降機棟増築、昇降機設備工事を行います。 入札については、令和 7 年 3 月 26 日に総合評価一般競争入札を行った結果、株式会社大森工務店を落札者と決定し、3 億 635 万円で令和 7 年 4 月 18 日に仮契約を締結しました。 3 ページ・4 ページに総合評価一般競争入札の経過等を記載しております。 5 ページは、本工事の付近見取図、6 ページの配置図には、長寿命化改修工事の対象校舎及び昇降機棟の増築箇所を示しております。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 9 議案第 22 号 市長からの意見聴取(令和 7 年度堺市一般会計補正予算)について
関百合子教育長	次に、日程第 2 「議案第 22 号 市長からの意見聴取(令和 7 年度堺市一般会計補正予算)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 西尾朋章 教委総務課長	議案第 22 号 市長からの意見聴取(令和 7 年度堺市一般会計補正予算)について、説明します。 本件は、令和 7 年度堺市一般会計補正予算（第 1 号）について、令和 7 年第 2 回市議会定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する

	法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、令和 7 年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会に関連するものです。 別紙 1、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。 教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳入予算で、国庫支出金が、9 億 2948 万 4 千円の減額、財産収入が 1380 万 3 千円の増額、市債が、45 億 6950 万円の減額となっております。歳出予算は、教育費合計で 54 億 5981 万円の減額となっております。 次に、第 2 表、債務負担行為補正をご覧ください。 特別支援学校管理運営事業について、通学バス送迎業務に契約更新のため、期間及び限度額を変更するものです。 次に、第 3 表、地方債補正をご覧ください。 小学校、中学校、特別支援学校の施設整備事業の限度額について、歳出の減額に伴い減額するものです。 補正予算案の内容について、「令和 7 年度 5 月補正予算の概要について」を用いて説明します。 1 つめは、学校給食の食材費高騰への追加支援です。 令和 7 年 3 月に大阪府から調達している給食物資の価格が上昇したことに伴い、食材費高騰分について、小学校・特別支援学校で 1 食当たり 15 円、中学校で 20 円の追加支援を行うため、小学校給食費、中学校給食費、特別支援学校給食費合わせて 1 億 9733 万 1 千円増額するものです。 次に 2 つめ、堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務です。 支援学校の通学バス送迎業務について、令和 8 年度からの契約準備のため、令和 7 年度末に契約終了となる百舌鳥支援学校分の 1 台分と児童生徒数増加に伴う百舌鳥支援、上神谷支援、宮園分校の増便 4 台分の債務負担行為 4 億 4800 万円を計上するものです。 次に 3 つめ、学校施設等整備事業、4 つめ、高等学校 DX 加速化推進事業をまとめて説明します。 これらの事業費は、令和 7 年度当初予算に計上しておりますが、令和 6 年度の国の補正予算を活用し、令和 6 年度の補正予算で計上し、令和 7 年度に繰越して執行することとなったため、不要となった令和 7 年度予算、小学校、中学校、特別支援学校建設費で 56 億 4964 万 1 千円の減額、高等学校管理費で 750 万円を減額するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午後 2 時 45 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 7 年第 5 回教育委員会を閉会します。